

「発達障害者支援の課題と方向性」に基づく事業の実施状況について

対応の方向性	対応状況
<p>■ オール京都体制の支援・連携ネットワークの構築</p> <p>○オール京都体制での支援・ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な機関や府民が参加した、オール京都体制での発達障害者支援・連携ネットワークを構築する。 <p>○課題ごとのプロジェクトチームの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> オール京都体制の支援・連携ネットワークの下で、関係者が具体的な解決方策等を協議するプロジェクトチームを設置し、支援の充実や連携強化等を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府発達障害者支援検討委員会の開催 各地域の発達部会等において、圏域の課題について協議を実施 特別支援教育課と合同で教育、福祉、保健の各部局の連携を踏むための会議を実施
<p>■ ライフステージに対応した支援</p> <p>① 乳幼児期</p> <p>○年中児スクリーニングの実施保健所・幼稚園の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都府と市町村が連携して、保育所・幼稚園の関係団体や、未実施の保育所・幼稚園に働きかけを行う。 未実施の保育所・幼稚園へ年中児スクリーニングの実施を促し、市町村の行う年中児スクリーニングに対する京都府の財政支援の見直しを検討する。 <p>○年中児スクリーニングの事後支援を実施する市町村の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後支援を行う専門職を育成して市町村へ紹介する仕組みを構築し、市町村の事後支援に対する京都府の財政支援の見直しを検討する。また、市町村保健師等を対象としたペアレントトレーニング指導者養成を実施する。 事後支援に関する専門的分野(発達クリニック、保育士・教員等への研修、子どものほめ方教室(ペアレントトレーニング手法の普及)、ペアレントメンター養成等)について、保健所が実施する。 	<p>○発達障害児早期療育支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> スクリーニング実施状況(実施児童数) <ul style="list-style-type: none"> ㉕20市町村 → ㉘21市町村 (3,689名 全体の36.9%) (4,317名 全体の43.8%) 補助金:事後支援へシフト(㉘~) 事後支援の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 園巡回 :㉕ 24市町村(170園) → ㉘ 25市町村(177園) SST :㉕ 5市町村 → ㉘ 8市町村 PT :㉕ 12市町村 → ㉘ 13市町村 発達検査:㉕ 16市町村 → ㉘ 24市町村 発達相談:㉕ 20市町村 → ㉘ 23市町村 ※SST(ソーシャルスキルトレーニング) PT(ペアレント・トレーニング) <p>○専門職研修の実施(障害者支援課実施分)※別途保健所でも実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉕~㉘ 研修受講者数 596名 (㉘178名受講予定) ペアレント・メンター数 29名 (㉘新規養成講座実施予定) <p>○専門職派遣の仕組みを導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣実績:4市町に専門職を派遣

対応の方向性	対応状況
<p>② 学齢期</p> <p>○「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 保・幼・小・中・高での「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用促進のため、標準モデルやマニュアルを作成・改訂し、市町村に電子媒体を提供する。 「支援ファイル」や「移行支援シート」の引継方法、引継窓口等を定め、地域の社会資源マップ(保健、医療、福祉、教育、就労等)を作成する。 <p>○ライフステージを通じた体系的な相談支援体制の構築(後述)</p> <p>○就学中のSST・スクリーニングの拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人等による地域の児童生徒へのSSTを実施し、就学中の実施拡大、小・中・高校での各段階に応じた実施、学校健診への追加の可能性を検討する。 <p>○「包み込まれているという感覚」を実感できる学級づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障害に係る専門的な知識を有する教員、学生支援員、非常勤講師の配置や養成等を進め、教員等に子どものほめ方教室(ペアレントトレーニング手法の普及)を実施する。 発達障害ではない児童生徒やその保護者の発達障害への理解を深めるための教育・啓発とともに、発達障害者を含むクラス全員へのSSTについて検討する。 	<p>○ソーシャルスキルトレーニング、ペアレントトレーニングの普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉕SSTのマニュアル作成(「地域で取り組む小集団活動マニュアル」) 事業所、学校等において、SST、ペアトレの手法を取り入れた支援の普及 市町村でのSSTの起ち上げ支援(㉖～委託事業を開始) <p>○各保健所単位での取り組み(詳細は別添一覧)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達クリニック(全保健所で実施) 研修会等 <p>○各地域で普及の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉕ 支援ファイル・移行支援シート検討ワーキングチームで書式等見直し 各地域で、保健福祉関係機関と教育関係部署が連携しながら、普及に向けた活動を実施。 支援ファイル:㉕ 12市町村 → ㉘ 15市町村 移行シート :㉕ 19市町村 → ㉘ 24市町村 各地域で、支援ファイル・移行支援シートの活用方法の検討を進めるとともに、社会資源マップを作成・配付 <p>○マニュアルの作成【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉕SSTのマニュアル作成(「地域で取り組む小集団活動マニュアル」) <p>○専門職研修の対象者を事業所職員にも拡大(㉖～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉖～㉘ 受講者 139名 <p>○「医師研修」に学校関係者も参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉘ 37名参加(与謝医師会) <p>○専門職研修の対象者を教員にも拡大(㉖～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉖～㉘ 教員の受講者 128名 ㉙～ ティーチャートレーニング研修を実施 <p>○出前講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会・部会において、高校への生徒、保護者、教師を対象とした出前講座を実施

対応の方向性	対応状況
<p>③成人期</p> <p>○就労に向けた支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校での計画的・組織的な進路指導(キャリア教育)を実施するとともに、多様な職業訓練の機会を拡充するなど、自立と社会参加を目指した取組を推進する。 ・ 障害者職業センターにおける実践的な支援を組み合わせた発達障害者就労支援カリキュラムの実施、一般企業への就職向けのジョブコーチ支援の活用を行う。 ・ 発達障害者支援センター及び発達障害者圏域支援センターにおいて、障害者職業センター等と連携した就労準備プログラムの実施、ハローワーク、はあとふるコーナー、障害者就業・生活支援センター等の利用支援を行う。 ・ 障害者就業・生活支援センターにおいて、一般就労を行う発達障害者、発達障害者を雇用する企業、雇用を考えている企業への適切な助言、発達障害を雇用する企業事例の周知啓発を行う。 ・ 就労継続支援事業所の障害者に対する一般就労への個別伴走支援を実施し、就労継続支援A型事業所において障害者が健常者と共働する環境を整備する。 <p>○生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループホーム等の「住まいの場」の確保、就労継続支援事業所、生活訓練、地域活動支援センター等の「活動の場」の整備の推進を行う。 ・ 就労継続支援事業所、放課後児童クラブ等に、発達障害者支援センターや発達障害者圏域支援センターが適切な生活環境や配慮等に関する助言を行う。 ・ 強度行動障害を持つ人の在宅や入所施設での支援状況を調査し、支援のあり方等を検討する。 	<p>○教育機関における職業訓練の取り組み</p> <p>○25、26年度について(就労準備講座)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度 圏域支援センター(障害者就業・生活支援センターと連携)において実施(22名参加) ・26年度 発達障害者支援センターにおいて実施(20名参加) <p>講座実施とともに、関係機関からの講師派遣を通じて、各関係機関と連携できる体制を整備</p> <p>○27年度以降について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援(訓練)については、ジョブパークで実施 ・ジョブパークにおいて、企業向けセミナーや、発達障害の疑いなどから就職に困難さを抱える求職者に対する支援を「はばたき」と連携して実施 <p>○障害者就業・生活支援センターにおける対応</p> <p>○27年度 成人期の発達障害者の就労支援検討会(未受容の者を中心に対策を推進していく必要)</p> <p>○障害福祉計画の策定</p> <p>グループホーム等の「住まいの場」や「活動の場」を計画的に整備</p> <p>○強度行動障害支援者養成研修等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援者養成研修、強度行動障害支援モデル事業を実施
<p>■ 支援体制の整備</p> <p>① 相談支援体制</p>	

対応の方向性	対応状況
<p>○ライフステージを通じた体系的な相談支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフステージを通して相談支援事業所、発達障害者圏域支援センター、発達障害者支援センター等が継続的に支援を行い、各ライフステージに対応して学校、放課後児童クラブ、児童発達支援事業等の支援を組み合わせる体制を構築する。 ・ 発達障害者支援センターについて、発達障害者支援の中核機関として支援体制等の機能を強化し、京都府精神保健福祉総合センター内への移転により精神保健医療との連携を強化する。 ・ 発達障害者圏域支援センターが、地域の中核的な相談支援機関として、相談支援事業所等への支援や、困難ケースの相談支援への対応などが行えるよう、職員への専門的・実践的な研修を実施する。 ・ 相談支援事業所が地域の身近な相談支援機関として相談支援従事者の理解向上を図るため、相談支援従事者への発達障害専門研修を実施する。 <p>② 医療提供体制</p> <p>○発達障害に関する医療連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害の診断・療育を行う府内の医療機関に関する調査を行い、医療連携体制について府民に情報提供することを検討する。 ・ 府立こども発達支援センターの診療体制を強化し、発達障害を診療できる小児科医の育成する。 ・ 府立舞鶴こども療育センターの人員体制の充実を検討し、北部地域における発達障害者の支援拠点として機能強化を図る。 	<p>○ 体系的な相談支援体制の構築に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ㉔相談支援事業所等、関係機関が集まり情報交換会を実施 ・ ㉕発達障害者支援センターが圏域センターと連携して、相談支援事業所向けの研修を実施 <p>○発達障害者支援センターについては、平成25年6月に精神保健福祉総合センター内に移転 精神保健福祉施策と連携した支援を実施</p> <p>○発達障害者圏域支援センターにおける研修実施</p> <p>○国が実施する研修に参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者地域支援マネジャー研修会（基礎研修、応用研修）等 <p>○相談支援事業所において、発達障害の初期相談に対応できるよう、発達障害についての基礎 知識や相談支援技術等についての研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ㉖～㉗研修受講者数(京都府社会福祉協議会へ委託して実施) 京都市:94事業所(106名) 京都市以外:84事業所(100名) ・ ㉘～ 発達障害者支援センターで実施(19人名) <p>○「京都健康医療よろずネット」における診療可能な医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害 77医療機関（うち京都市以外 28医療機関） <p>○小児科医師の養成と併せた診療体制拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若手小児科医を2名配置(H25.6～1名、H27.4～2名 週1日非常勤講師) ・ 最初に指導医師のもとで研修を受け、その後は独立して診察を実施 <p>○平成29年度から、常勤小児科医を1名増員</p> <p>○平成28年4月センターの移転に併せて、府立舞鶴こども療育センターにおける発達障害児への訓練・療育機能を充実(心理士の増員、保育所等訪問支援の実施等)</p>

対応の方向性	対応状況
<p>・ 京都府保健医療計画に基づき、児童・思春期の発達障害や精神疾患患者への集中的・多面的な入院医療の提供と、子どもの心の診療に専門的に携わる医師等の育成を行う拠点機能の整備を検討する。</p> <p>③福祉サービス提供体制</p> <p>○福祉サービス提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等の整備のあり方や方向性等について検討する。 ・ グループホーム等の「住まいの場」の確保と、就労継続支援事業所等の「活動の場」の整備を推進する。〔再掲〕 ・ 就労継続支援事業所、放課後児童クラブ等に、発達障害者支援センター等が適切な生活環境や配慮等に関する助言を行う。〔再掲〕 ・ 強度行動障害を持つ人の支援状況を調査し、支援のあり方等を検討する。〔再掲〕 ・ 災害時の避難生活で発達障害者に適切な配慮がなされるよう、地域防災計画に基づいた必要な支援体制を確保する。 	<p>○医師向け研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ⑳～㉘ 研修受講者数 132名 <p>○発達障害者支援センターにおいて、医師や専門職、教員等を対象に専門職研修を実施</p> <p>○平成26年度「障害児支援の在り方検討」における検討(国の動きに併せた検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供体制、関係機関の連携、家族支援の在り方について <p>→ ○平成30年度～平成32年度 第1期障害児福祉計画においてサービス提供体制、必要な施策を盛り込む予定(現在検討中)</p>
<p>■ 人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 療育等を行う専門職の育成のため、障害者自立支援協議会で推薦された者への大学等の専門養成講座への派遣研修等を実施し、研修を受けた専門職を市町村に紹介する仕組みを構築する。また、市町村保健師等へのペアレントトレーニング指導者養成を実施する。 ・ 府立こども発達支援センターの診療体制強化、発達障害を診療できる小児科医の育成、入院医療の提供や心の診療に携わる医師等の育成を行う拠点機能の整備の検討を行う。〔再掲〕 ・ 相談支援従事者への発達障害専門研修、発達障害者圏域支援センター職員への専門的・実践的な研修を実施する。〔再掲〕 	<p>○専門職研修の実施(障害者支援課実施分) ※別途保健所でも実施【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ㉕～㉘ 研修受講者数 596名 (㉙178名受講予定) ・ ペアレント・メンター数 29名 (㉙新規養成講座実施予定) <p>○専門職派遣の仕組みを導入【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣実績:4市町に専門職を派遣

対応の方向性	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士・教員・放課後児童クラブ職員等への研修、子どものほめ方教室(ペアレントトレーニング手法の普及)、ペアレントメンター養成等を実施する。〔再掲〕 	
<p>■ 発達障害の理解促進</p> <p>○発達障害に関する周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害の理解促進を図るための研修や講演会等の実施、発達障害者を雇用する企業の事例の周知啓発について、横の連携に留意しながら行う。 ・ 行政や企業の職員が発達障害やその他の障害について学ぶための、業種別の研修の開催を検討する。 ・ 特別支援教育に対する地域社会の理解を促し、交流及び共同学習の充実など、障害の有無に関わらず誰もが共に暮らす社会を目指した取組を推進する。 <p>○発達障害者や家族の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者・家族同士のピアサポートの実現のため、ペアレントメンターの養成などの発達障害者・家族会の活動支援や、発達障害者の子育て経験者が自らの経験を伝える取組を推進する。 ・ 京都府家庭支援総合センターと民間支援団体の連携を強化し、ひきこもり相談窓口による来所・電話相談、家族教室、「絆パートナー」派遣、「チーム絆」による訪問支援等を推進する。 	<p>○各保健所、発達障害者支援センター及び圏域支援センターにおいて、発達障害の理解促進を図るための研修や講演会を実施</p> <p>○世界自閉症啓発デーにおける啓発活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーライトアップ実施(㉔～) 京都タワー、福知山城、舞鶴赤れんがパーク、間人皇后・聖徳太子母子像、府庁、京都市役所の計6カ所で実施(←㉔実施内容) ・ライトアップにあわせた普及啓発イベントを実施 <p>○啓発活動の実施(㉔～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都サンガ主催試合において、試合前及びハーフタイムのグラウンド内で啓発活動を実施 <p>○丹後、中丹地域でのメンター活動を実施</p> <p>○ペアレントメンター養成講座を実施【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペアレント・メンター数 29名(㉔新規養成講座実施予定) <p>○各保健所において、保護者を対象にした各種研修を実施</p> <p>○ひきこもり相談窓口における来所、電話相談等を実施</p> <p>○㉔『脱ひきこもり支援センター』の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関と民間支援団体が協働・連携し、ひきこもり当事者の自立と社会参加を促進するため、『脱ひきこもり支援センター』を立ち上げ、未把握のひきこもり調査から社会適応、自立までを一体的に支援
<p>■ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例(仮称)」や各種計画とそれらに基づく施策の実施に当たって、発達障害者支援の課題や方向性と整合が図られるように働きかける。 	<p>○平成27年4月1日「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」制定</p>